

食肉中の破損注射針残留防止について

中丹家畜衛生情報NO.-24

令和4年9月発行

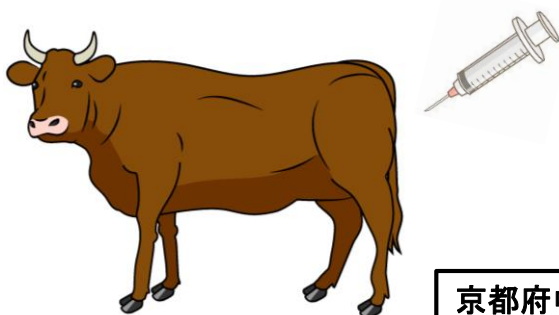
京都府下の農家から搬出されと殺された牛肉に注射針が混入する事案が発生しました。食肉の安全と安心を確保し府内産牛肉のブランド力を守るため関係者一丸となって再発防止に努めましょう。

○飼養者のみなさんへ

・診療獣医師から破損注射針の除去ができなかった家畜の連絡があった場合には、出荷時に破損注射針残留の事実（可能性）を伝達し、家畜のと殺・解体等の処理段階における破損注射針の除去の必要性を説明すること。

○家畜商のみなさんへ

・家畜の搬出時に、生産農家から、当該家畜の筋肉中への注射針の残留の有無について確認し、残留している旨の報告を受けた場合は、その残留している個体及び部位を識別し、その旨をと畜検査員に報告すること。



京都府中丹家畜保健衛生所

福知山市字半田371-2

TEL 0773-25-1860

FAX 0773-25-1861